

社会福祉法人湘南の風 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南の風（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務実態に即して報酬を支給するものとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 常勤役員（1月当たりの勤務時間が定められている役員をいう。以下同じ。）については、報酬及び退職手当を支給する。

3 非常勤役員については、勤務実態に即した報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

4 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、又は辞任及び死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、給与規定第18条の規定に準ずる額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬は、理事会、監事監査等への出席等その職務に従事したとき、1日当たり10,000円を支給する。

(役員の報酬総額)

第5条 第3条及び前条の規定にかかわらず、役員の報酬は、各年度の総額が13,000,000円を超えてはならない。

(旅 費)

第6条 役員が法人業務のため出張をしたときは、別に定める旅費を支給する。

(法人職員給与との併給)

第7条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給方法は、職員の例による。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、就任の日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、退任し、解任された日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、死亡した月までの報酬を支給する。

(報酬等の端数処理)

第10条 報酬等の支給に際し、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数についてはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数についてはこれを1円に切り上げる。

(公 表)

第11条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

(補 則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(報酬の内払)

- 2 この規程を適用する場合においては、役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成24年11月19日施行。以下「旧規程」という。）により支払われた報酬は、この規程による報酬の内払とみなす。

(特例措置)

- 3 この規程の施行日の前日から引き続き施行日以後に在任する理事長には、第2条中の退職手当の規定は、これを適用しないものとする。

(旧規程の廃止)

- 4 旧規程は廃止する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長及び業務執行理事	月額 500,000
その他の理事	月額 300,000

※ 1 上記金額を支給される役員の勤務時間は、1年を通して1月当たり150時間とする。

- 2 勤務時間が1月当たり120時間と定められた役員の報酬額は上記金額の8割、105時間と定められた役員の報酬額は上記金額の7割、及び90時間と定められた役員の報酬額は上記金額の6割の額とする。

別表2 (常勤役員の退職金算定式)

在任中の平均報酬月額 × 在任年数

※ 上記の在任年数は1年単位とし、在任年数に6月未満の端数があるときはこれを切り捨て、6月以上1年未満の端数があるときはこれを1年とする。また、1月未満は1月に切り上げる。